

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月30日

【事業年度】 第17期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社シンクロ・フード

【英訳名】 Synchro Food Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 兼 執行役員社長 兼 事業部長 藤代 真一

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿南一丁目7番8号

【電話番号】 03-5768-9522

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 執行役員管理部長 森田 勝樹

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿南一丁目7番8号

【電話番号】 03-5768-9522

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 執行役員管理部長 森田 勝樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	-	-	1,377,304	1,787,527	2,014,534
経常利益 (千円)	-	-	570,411	687,288	557,199
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	-	-	364,066	438,596	287,111
包括利益 (千円)	-	-	364,066	438,596	287,111
純資産額 (千円)	-	-	2,162,547	2,405,523	2,711,524
総資産額 (千円)	-	-	2,561,687	2,836,193	3,098,659
1株当たり純資産 (円)	-	-	81.26	90.47	101.79
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	13.88	16.42	10.78
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	13.49	16.26	10.77
自己資本比率 (%)	-	-	84.4	84.8	87.5
自己資本利益率 (%)	-	-	18.4	19.2	11.2
株価収益率 (倍)	-	-	94.48	35.14	18.83
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	444,221	449,774	397,592
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	153,081	103,239	67,400
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	17,002	198,857	7,470
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	2,173,546	2,321,224	2,658,887
従業員数 (名)	-	-	70	85	106

- (注) 1. 第15期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人員数(契約社員を含んでおります。)であり、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
4. 2017年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割及び2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第16期の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	849,112	1,052,263	1,377,304	1,631,457	1,759,066
経常利益 (千円)	323,069	423,445	574,157	695,905	570,087
当期純利益 (千円)	209,784	264,527	367,823	450,652	259,867
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	12,000	499,830	503,552	505,763	510,517
発行済株式総数 (株)	240,000	2,905,000	8,866,950	26,860,950	26,893,800
純資産額 (千円)	550,744	1,790,823	2,166,303	2,421,335	2,700,092
総資産額 (千円)	776,325	2,093,479	2,541,085	2,821,054	3,045,845
1株当たり純資産 (円)	76.49	205.49	81.40	91.06	101.36
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	9.71	11.10	14.02	16.87	9.76
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	10.77	13.63	16.70	9.74
自己資本比率 (%)	70.9	85.5	85.2	85.8	88.6
自己資本利益率 (%)	47.1	22.6	18.6	19.6	10.2
株価収益率 (倍)	-	42.03	93.52	34.20	20.80
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (名)	39	48	62	75	93
株主総利回り (比較数値：東証株価 指数) (%)	-	100.0 (100.0)	93.7 (113.4)	41.2 (105.2)	14.5 (92.7)
最高株価 (円)	-	4,520 (1) 1,445	5,289 (2) 1,763	1,343	681
最低株価 (円)	-	2,330 (1) 1,300	1,030 (2) 1,295	461	148

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第13期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。
4. 第13期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数(契約社員を含んでおります。)であり、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、第13期から第17期まで無配のため記載しておりません。
7. 2015年12月11日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割、2016年7月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割、2017年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割及び2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 第15期より連結財務諸表を作成しているため、第15期及び第16期の持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。
9. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第16期の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
10. 第13期の株主総利回りは、当社が2016年9月29日に上場したため記載しておりません。
11. 最高・最低株価は、2017年9月29日より東京証券取引所第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。
12. 当社株式は、2016年9月29日から東京証券取引所マザーズに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
13. 1は、株式分割(2017年4月1日、1株 3株)による権利落ち後の株価であります。
14. 2は、株式分割(2018年4月1日、1株 3株)による権利落ち後の株価であります。

2 【沿革】

当社の会社設立以来の沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2003年4月	インターネットによる情報提供サイトの企画・運営を主たる事業目的として、東京都大田区蒲田に株式会社シンクロ・フードを設立
2003年9月	飲食店の出店開業・運営支援サイト「飲食店.COM」を開設
2005年3月	店舗のデザイン会社を探すことができるマッチングサイト「店舗デザイン.COM」を開設
2005年4月	東京都渋谷区広尾に本社移転
2005年9月	飲食店のニューオープン情報を提供するサイト「飲食店PR.COM」を開設
2005年11月	インテリア業界の求人情報サイト「求人@インテリアデザイン」を開設
2006年10月	飲食店の求人情報サイト「求人@飲食店.COM」を開設
2007年4月	東京都渋谷区恵比寿に本社移転
2007年9月	居抜き店舗物件の買取査定サイト「居抜き情報.COM」を開設
2011年4月	飲食店.COMに厨房備品が購入できるコーナー「厨房備品購入」を開設
2011年5月	飲食店の求人情報サイト「求人@飲食店.COM」の「関西版」を開設
2011年8月	飲食店の求人情報サイト「求人@飲食店.COM」のスマートフォン版を開設
2013年4月	大阪府大阪市北区に大阪支社を設置
2013年7月	東京都渋谷区恵比寿南に本社移転
2013年9月	飲食店.COMに食材仕入先を探すことができるコーナー「食材仕入先探し」を開設
2015年5月	食の世界をつなぐWEBマガジン「Foodist Media(フーディストメディア)」を創刊
2015年6月	レコメンド方式の飲食求人iOSアプリ「Foodist JOB(フーディストジョブ)」をリリース
2015年10月	店舗物件情報サイト「飲食店.COM 店舗物件探し」の「関西版」を開設
2016年3月	飲食店に特化した食材発注ツール「PlaceOrders(プレイスオーダーズ)」をリリース
2016年9月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2016年11月	位置情報を利用して地図で飲食店物件を探せるiOSアプリ「飲食店.COM 物件ナビ」をリリース
2016年12月	飲食店のM&Aをサポートする「飲食M&A by飲食店.COM」をリリース 飲食店の求人情報サイト「求人@飲食店.COM」の「東海版」を開設
2017年6月	愛知県名古屋市中村区に名古屋支社を設置
2017年9月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2018年3月	株式会社ウィット(現・連結子会社)の発行済株式を100%取得し子会社化
2018年4月	外国人特化の飲食店の求人情報サイト「Food Job Japan」を開設
2018年6月	顔認証勤怠管理「飲食店タイムカード」スマホアプリの提供開始
2018年9月	店舗物件情報サイト「飲食店.COM 店舗物件探し」の「九州版」を開設
2019年1月	食材食材発注ツール「PlaceOrders」のリニューアル及び有料プラン提供開始
2020年3月	食材受注管理システム「ReceiveOrders」をリリース

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社2社(株式会社ウィット及び株式会社シンクロ・キャリア)より構成されております。

当社グループは、インターネットメディア事業を運営しておりますが、主力サイトである「飲食店.COM」を中心として、飲食店出店・開業者及び飲食店運営者と、飲食店に関わる各事業者とを繋ぐマッチングサービスを提供しているメディアプラットフォーム企業であります。

当社グループはインターネットメディア事業の単一セグメントであります。飲食店の正社員・アルバイト求人情報サイトである「求人@飲食店.COM」や食材仕入先を探ることができる「飲食店.COM 食材仕入先探し」等から構成される運営サービス、出店開業・改装に際して店舗物件情報を探ることができる「飲食店.COM 店舗物件探し」、店舗のデザイン・施工を行う内装事業者を探ることができる「店舗デザイン.COM」、居抜き店舗の査定・売却及び閉店・退店支援サービスを提供する「居抜き情報.COM」や飲食店の事業・株式譲渡の支援サービスを提供する「飲食M&A」等から構成される出退店サービス、及び飲食業界に携わる様々な方々に参考情報を配信するWebマガジン「Foodist Media」等から構成されるその他サービスに分類しております。店舗物件や食材仕入先、内装事業者の検索・問合せといった、出店開業・運営において必要となるサービスを、ユーザー(注)は無料(一部有料サービスあり)で利用することができます。

(注)ユーザーとは、飲食店出店・開業者及び飲食店運営者を指しております。

1. 当社グループ運営Webサイトの各サービスの内容

当社グループは、飲食店のライフサイクルにおけるすべてのフェーズにおいてWebサイトを運営し、ユーザーに対してトータルサービスをプラットフォーム上で展開しております。

当社グループのサービス区分は以下のとおり定義しております。

サービス区分	内容	
運営サービス	飲食店のライフサイクルにおける運営フェーズにおいて、店舗運営業務上、定常的に必要であると想定されるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・求人掲載、求人応募 ・食材仕入先探し ・食材発注(PlaceOrders) ・Food Job Japan ・人材紹介(飲食)
出退店サービス	飲食店のライフサイクルにおける出店・退店フェーズにおいて、出店準備時及び閉店・退店時に、主に一時的に必要なサービス(定常的に必要なサービスも含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗物件探し・立地診断 ・厨房備品購入 ・内装デザイン・設計施工会社探し ・店舗売却・原状回復業者比較 ・事業計画策定 ・事業・株式譲渡の仲介
その他サービス	広告主に対する「飲食店.COM」等のサイト内の広告掲載やメールマガジン広告等、飲食店運営・出退店フェーズに依存しないサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・広告掲載 ・メールマガジン広告配信 ・プレスリリース配信(出店告知等) ・オウンドメディアによる情報配信(Foodist Media) ・インテリアデザイン業界の求人掲載、求人応募 ・飲食店リサーチ ・人材紹介(給食)

当社グループ運営Webサイトの各サービスの内容は以下のとおりであります。

サイト及びサービス名	サービス提供対象	サービスの内容	
飲食店.COM			
店舗物件探し	ユーザー (飲食店)	無料	・ 出店開業や運営に関わる各種情報の検索・閲覧 ・ 店舗物件情報の検索、閲覧、取扱不動産事業者への問合せ
		有料	・ 店舗物件検索時の検索項目増加による検索性の向上及び検索結果の詳細情報表示 ・ 特別店舗物件の検索・閲覧・問合せ
	不動産事業者	有料	・ 店舗物件情報の登録、管理 ・ 問合せを行ったユーザーとのWeb上でのやり取り
厨房備品購入	ユーザー	有料	・ 調理道具等の厨房備品、中古厨房備品の購入・据付
	販売事業者	有料	・ 調理道具、中古厨房備品等の販売・納品
食材仕入先探し	ユーザー	無料	・ 食材仕入先の検索、閲覧、問合せ ・ マッチング結果の閲覧・業者選定・個別商談
		無料	・ 企業情報の登録、取扱商品情報の登録
	食材仕入事業者	有料	・ ユーザーとのマッチングエントリー ・ ユーザーへの見積提案・個別商談
PlaceOrders	ユーザー	無料	・ 仕入先・食材の登録 ・ 食材の発注 ・ 発注履歴の確認
		有料	・ FAX送信数制限の解除 ・ 仕入先登録数制限の解除
飲食店リサーチ	関連事業者	有料	・ ユーザーへのアンケート調査の依頼、調査結果の閲覧
	ユーザー	無料	・ アンケート調査結果の閲覧
飲食M&A	ユーザー (売手)	無料	・ 事業・株式譲渡の相談
	ユーザー (買手)	無料	・ 売手情報の閲覧
Foodist Media	・ 飲食店オーナーや飲食店で働く人々、開業希望者等、飲食業界に携わる様々な利用者へ参考情報を無料で配信		
求人@飲食店.COM			
求人掲載	ユーザー	有料	・ 求職者に向けた求人情報の掲載 ・ 求職者のプロフィールの閲覧・スカウトの通知 ・ 求職者とのWeb上でのやり取り
求人応募	求職者	無料	・ プロフィール情報の登録 ・ 求人情報の閲覧・応募 ・ 飲食店とのWeb上でのやり取り
店舗デザイン.COM			
内装デザイン・設計施工会社探し	ユーザー	無料	・ 内装事業者の閲覧・検索 ・ マッチング結果の閲覧・業者選定・個別商談 ・ 内装事業者とのWeb上でのやり取り
	内装事業者	有料	・ 企業情報の登録、デザイン・設計作品の登録 ・ ユーザーとのマッチングエントリー ・ ユーザーへの見積提案・個別商談
求人@インテリアデザイン			
求人掲載	内装事業者	有料	・ 求職者に向けた求人情報の掲載 ・ 求職者のプロフィールの閲覧・スカウトの通知 ・ 求職者とのWeb上でのやり取り
求人応募	求職者	無料	・ プロフィール情報の登録 ・ 求人情報の閲覧・応募 ・ 内装事業者とのWeb上でのやり取り
居抜き情報.COM			
店舗売却	ユーザー	無料	・ 店舗査定の相談
		有料	・ 店舗売却成立時のサービス利用
	不動産事業者	有料	・ ユーザーからの問合せ・内見依頼
飲食店PR.COM			
プレスリリース配信	ユーザー	無料	・ プレスリリース(出店告知等)の登録・配信

株式会社ウィット			
飲食店M&Aサポート	売手	無料	・事業・株式譲渡の相談
		有料	・事業・株式譲渡成立時のサービス利用
	買手	無料	・売手情報の閲覧
		有料	・事業・株式譲渡成立時のサービス利用
株式会社シンクロ・キャリア			
人材紹介/転職支援	飲食店/ 給食事業者	有料	・人材紹介
	求職者	無料	・キャリア面談・求人情報の閲覧・応募

2. 「飲食店.COM」のユーザー数及び有料ユーザー数の推移

「飲食店.COM」のユーザー数及び有料ユーザー数の推移は以下のとおりであります。

	ユーザー数(期末日)(件)	有料ユーザー数(期中累計)(件)
2016年3月	96,646	6,037
2017年3月	112,300	6,674
2018年3月	129,069	7,350
2019年3月	152,321	8,764
2020年3月	178,078	9,456

(注)ユーザー数は、「飲食店.COM」に登録されたユーザーアカウント数を記載しております。有料ユーザー数は、「飲食店.COM 店舗物件探し」「求人@飲食店.COM」「飲食店.COM 厨房備品購入」「Food Job Japan(2018年9月より有料化)」「PlaceOrders(2019年1月より有料化)」の有料サービスを利用したユーザー数であり、同一ユーザーが重複して有料サービスを利用した場合は1件とカウントした数値を記載しております。

[事業系統図]



- (注) 1. 当社グループは、飲食店向けに「飲食店.COM」サイト内に特別店舗物件の閲覧や詳細検索利用ができるプレミアムサービスを提供しており、その対価として飲食店から月額定額料金を収受しております。
2. 食材仕入事業者は、無料で飲食店からの問合せを受けることが可能です。紹介が成功した場合、当社グループは、食材仕入事業者から成功報酬を収受しております。
3. 不動産事業者は、ユーザーにおいて売却希望のある物件の情報提供を当社グループから受けることが可能となっております。当社グループが提供した情報によってユーザーと不動産事業者との間で売買契約が成立したことを条件として、当社グループは、売主であるユーザーからサービス利用料を収受しております。
4. 当社グループは、広告主に対して「飲食店.COM」等のサイト内の広告掲載やメールマガジン広告を提供しており、その対価として広告料金を収受しております。
5. 厨房販売事業者は、ユーザーに対して直接商品を納品しております。
6. 売主と買主との間で事業・株式譲渡が成立したことを条件として、当社グループは、売主及び買主であるユーザーからサービス利用料を収受しております。
7. 飲食店M&Aサポートは出退店サービスに分類しております。
8. 飲食店事業者からの人材紹介料は運営サービスに、給食事業者からの人材紹介料はその他サービスに分類しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ウィット	東京都渋谷区	7,500	インターネットメディア事業	100.0	事務所の賃借取引 役員の兼任 有
株式会社シンクロキャリア	東京都渋谷区	46,000	インターネットメディア事業	100.0	ユーザーの送客 事務所の賃借取引 役員の兼任 有

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当している会社はありません。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
インターネットメディア事業	106 [-]
合計	106 [-]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(契約社員を含んでおります。)であり、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社グループは、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
93	31.0	4.4	5,410

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(契約社員を含んでおります。)であり、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 年間平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 経営方針

当社グループは当社及び連結子会社2社(株式会社ウィット及び株式会社シンクロ・キャリア)により構成されており、飲食業界に特化したインターネットメディア事業を主要な事業領域として展開しております。

日本の飲食業界は、サービス産業の中でも就業者が比較的多い一方で、労働生産性は、米国の同分野の労働生産性に対して4割程度に留まっており、労働生産性向上の余地が大きく残されていると考えられています。(出所：2018年1月26日公益財団法人日本生産性本部「質を調整した日米サービス産業の労働生産性水準比較」)

このような状況下で、当社グループは、“食の世界をつなぎ、食の未来をつくる”を経営理念として、インターネット、テクノロジーの力を最大限に活用し、飲食店の出店開業・運営に必要な「ヒト・モノ・サービス」をタイムリーに結びつけ、今後も食に関わる人々から必要とされるサービスを提供し続けることで、飲食業界の労働生産性を向上させ、業界全体のさらなる発展、成長に貢献したいと考えております。

2. 経営環境及び基本戦略

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境、企業収益の改善等を背景に緩やかな回復基調にありました。しかしながら、米中の貿易摩擦や英国のEU離脱に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により世界・国内経済に係る先行きは依然として不透明な状況にあります。

飲食業界におきましては、消費税率の引き上げによる消費者の節約志向に加え、原材料価格の高騰や人手不足を背景とした人件費の上昇などにより、厳しい経営環境が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループでは、食の世界で革新的なプラットフォームを目指し、プラットフォーム「力」の強化、エリア拡大・深掘り、飲食周辺ビジネスへの展開の3点を推進することが重要であると認識しており、中長期的にはこの基本戦略に沿って事業を推進してまいります。

3. 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

(1) 新型コロナウイルス感染拡大を見据えた対応

新型コロナウイルス感染症の飲食業に対する影響は深刻化しており、2020年2月以降、多くの飲食店で売上高が大幅に落ち込んでおります。結果として、飲食業向けサービスを展開する当社グループにおいても、求人広告や人材紹介サービス等の売上高の減少等が発生しております。

一方、この先行き不透明な状況下で、当社グループは、リスクヘッジと新型コロナウイルス感染症の終息時の準備として、コストコントロールの徹底、飲食店以外の企業開拓による飲食周辺領域の取り込み、営業力の更なる強化、継続課金モデルの推進をテーマとして事業を推進してまいります。

(2) サービスの継続的成長

当社グループは、基本戦略に沿って事業を推進してまいります。プラットフォーム「力」の強化においては、飲食店経営における全ての業務機能領域を対象とした新サービス及びプロダクトの開発、ユーザー・事業者数の拡大、事業者及びユーザーに対するマーケティングデータ・分析結果の提供等、プラットフォームとしての力を更に強固にすることで、ユーザー・事業者にとって唯一無二の存在を目指してまいります。エリア拡大・深掘りにおいては、東京本社、大阪支社及び名古屋支社の3拠点において広い営業網を構築し、各エリアでのシェア率を高めてまいります。飲食周辺ビジネスへの展開においては、飲食周辺の市場である給食領域への展開、調理師・栄養士・管理栄養士の転職支援を行う人材サービス等、「飲食店.COM」のプラットフォームを生かして効果的に事業を推進してまいります。

(3)知名度の向上

当社グループが運営するサイトである「飲食店.COM」は、ユーザー及びユーザーへサービス提供を行う不動産事業者や内装事業者からの認知度は徐々に高まってきております。しかしながら事業の更なる成長を実現するためには、より多くのユーザーや、これから飲食店の開業を目指す潜在層、幅広い事業者層を獲得する必要があります。当社グループでは、サイト内のコンテンツ拡充や機能充実に留まらず、オウンドメディアの積極展開及びWebマーケティングに投資することにより、より幅広い層のユーザーや事業者の獲得を目指してまいります。

(4)新技術への対応

当社グループは、インターネット技術をもとにしたプラットフォーム企業であり、当社グループの属するインターネット業界では技術革新が絶え間なく行われております。このような事業環境の下、インターネット上のサービスや機能に限らず、ハードウェアからソフトウェアまで様々なテクノロジーに適時に対応するとともに、このテクノロジーを積極的に取り入れ、新しいサービスを開発することで、事業の継続的拡大を目指してまいります。

(5)システムの安定稼働と強化

当社グループは、インターネット上にて様々なサービスを提供していることから、安定した事業運営を行うにあたり、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社グループは、アクセス数及び会員数に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

(6)経営管理体制と内部管理体制の強化

当社グループは、市場動向、競合企業の動向、顧客ニーズ、技術革新等の変化に対して速やかに対応できる組織を運営するため、経営管理体制の更なる強化が必要であると考えております。また、組織が健全かつ効率的に運営されるように、当社グループでは多様化するリスクを正しく把握し、対処しながら収益をあげていくとともに、コンプライアンスの強化を重視した内部管理体制の整備、強化を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に取り組む方針であります。当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

1．事業環境に係るリスクについて

(1) 飲食店支援市場について

当社グループは飲食業界に特化したインターネットメディア事業を主要な事業領域として展開しております。当社グループは飲食店のライフサイクルにおけるすべてのフェーズ、つまり飲食店の出店開業から退店までをサポートしており、景気動向に応じて出店開業する店舗数が増加する場合も、退店する店舗数が増加する場合にも、業績への影響を最小化するために、出店及び退店に関するサービスのいずれからも収益を得ることができるポートフォリオを組んでおります。しかしながら、飲食業界全体として、今後日本における飲食店支援市場が縮小した場合には、当社グループサービスのユーザー数が拡大しない等、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) インターネット関連市場について

当社グループはインターネット関連事業を主要な事業領域としており、インターネットのさらなる発展は当社グループの事業の成長にとって重要であります。今後新たな法的規制の導入、技術革新の遅れなど、予期せぬ要因により、インターネット業界全体及び関連市場の成長が鈍化し、それに伴い当社グループサービスのユーザー数等が拡大しない場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 技術革新について

インターネット業界においては、新技術・新サービスが次々と生み出されており、当社グループの事業においてもこれらの変化等に対応していく必要があります。しかしながら、技術革新において当社グループが予期しない変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、既存システム等の改良、新たな開発等による費用の支出が必要になり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

2．事業内容に関するリスクについて

(1) 新規事業について

当社グループは飲食業向けのメディアプラットフォーム運営企業として常に新しいサービスを展開することを検討しております。新規事業にあたってはその性質上、計画どおりに推移しないことで、投資を回収できなくなる可能性や、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 特定サービスへの依存について

当社グループが運営する「求人@飲食店.COM」の売上高は、少子化や景気回復による人手不足を背景に順調に拡大を続けており、2020年3月期において「求人@飲食店.COM」が大部分を占める運営サービスは、1,500,192千円と当社グループ全体の売上比率の74.5%を占めております。しかしながら、景気動向や飲食業界における雇用情勢の変化、競合の動向等、何らかの要因による当サービスの成長の鈍化等があった場合、収益性が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 検索エンジンへの対応について

当社グループが運営するサイトでは、「Yahoo! Japan」「Google」等の特定の検索エンジンからの流入により多くのユーザーを獲得しております。今後につきましても検索エンジン最適化による集客の強化に加え、Web広告やスマートフォンアプリの広告等、多様な集客施策によるリスク分散に努めてまいります。

しかしながら、検索エンジンが検索結果を表示するロジックの変更やその他の何らかの要因により、これまでの検索エンジン最適化対策への対応が有効に機能しなかった場合、当社グループの運営するサイトへの集客に支障が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4)システム投資及びサイト機能の拡充について

当社グループは飲食業向けのメディアプラットフォーム運営企業としてユーザー及び各事業者から求められるサービスを継続して改善し、また機能の拡充に努めております。しかしながら、それらの施策が計画どおりに推移しないことで、システム投資及びそれに付随する人件費等経費の増加が想定以上になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5)競合について

当社グループは飲食店のライフサイクルにおけるすべてのフェーズにおいてWebサイトを運営し、ユーザーに対してトータルサービスを提供することが特徴ではありますが、当社グループの利用者層を対象とした情報サービスを部分的に提供している競合企業は存在しております。特に、飲食店に特化した求人サービスである「求人@飲食店.COM」においては、同様の市場を狙ったサービスがいくつか存在しております。

今後、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合企業が類似のサービス提供を行った場合、収益性が低下すること等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6)個人情報の取り扱いについて

当社グループのサービスは、飲食店事業者の情報及び不動産事業者や内装事業者、求職者等の個人情報を取得しております。当社では2007年4月から「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)JIS Q 27001」の認定を受けており、事業において取り扱う個人情報の保護を重大な社会的責任と認識し、個人の権利の保護、個人情報に関する法規制を遵守し、個人情報保護マネジメントシステムの構築及び継続的改善に努めております。しかしながら、外部からの不正アクセス、その他想定外の事態の発生により個人情報が社外に流出した場合、法的責任による損害賠償や、ユーザーの信頼の低下・サイトイメージの毀損による顧客離れ等が起こり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7)システム障害について

当社グループの事業は、主にインターネット環境において行われており、サービスの安定供給のためにセキュリティ対策や、サーバー環境の増強を実施しております。しかしながら、コンテンツへのアクセスの急増等による負荷増大、人為的なミス、不正な手段によるアクセス、ハードウェア・ソフトウェアの不具合、自然災害、事故等の要因により、当社グループの想定しないシステム障害等が発生した場合は、当社グループの事業活動に支障が生じるだけでなく、法的責任による損害賠償や、ユーザーの信頼の低下・サイトイメージの毀損による顧客離れ等が起こり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8)災害の発生について

当社グループの活動拠点において、地震、風水害、火災等の災害又は事故が発生した場合は、該当拠点毎に対策本部を設置して、被害を最小限にとどめるよう努めますが、被害状況によっては、又は社会インフラの損壊等の予想を超える事態が生じた場合には、営業活動やサービスの中止等、事業活動の停止に繋がる可能性があります。

また、災害の発生により当社グループの対象顧客である飲食店が営業出来ない状態に陥った場合、当社グループによる営業活動の中止や、サービスの利用減少に繋がる可能性があります。

これらの事象が発生した場合には、ユーザーの利用減少や復旧活動等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9)継続的な集客力の維持について

当社グループのサービスは、当社グループの主要サイトである「飲食店.COM」や「求人@飲食店.COM」に対する、多くのユーザーの登録及び、ユーザーへサービス提供を行う各事業者の登録によって成り立っております。しかしながら、当社グループのサービスの情報量の減少による集客力の低下等でユーザー及び各事業者の満足を得ることができない場合は、ユーザー及び各事業者の利用率の低下や退会に繋がり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(10)収益性の変動について

当社グループの事業は、広告掲載、会員費、成功報酬費等、課金方法を複数保持しており、かつユーザー及び各事業者の双方から収益を得ることができる仕組みを構築しております。しかしながら今後技術の発展や代替

サービスの登場により、ユーザーの有料登録の需要及び各事業者の広告掲載等の需要に大きく変化があった場合、収益性が低下し、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11)ユーザー及び各事業者間の取引について

当社グループでは、当社グループのサービスを利用するユーザー及び各事業者間で健全な取引が行われるよう努めております。しかしながら、何らかの要因による双方間のトラブルや双方間の契約の不履行等があった場合、ユーザーもしくは各事業者からのクレーム等が発生し、サイトイメージの毀損による顧客離れ等が起こり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(12)掲載情報の正確性について

当社グループが運営するサービスに掲載される各事業者の情報又は各事業者が掲載する情報は、当社グループ独自の掲載基準による確認を実施し、法令違反や公序良俗に反する情報の排除に努めております。しかしながら、管理体制の不備等の要因により掲載した情報に瑕疵があった場合、利用者からのクレームや損害賠償請求がなされ、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(13)事業投資等について

当社グループは、今後の事業拡大及び収益力向上のため、国内外を問わず企業の買収や子会社設立、合併事業の展開、アライアンスを目的とした事業投資等を実施する場合があります。当社グループは、投資案件に対しリスク及び回収可能性を十分に事前評価し、投資を行う場合がありますが、投資先の事業の状況が当社グループに与える影響を確実に予測することは困難な場合があり、投資先の事業が計画通りに進展しない場合や、効率的な経営資源の活用を行うことができなかった場合には、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14)新型コロナウイルス等、感染症拡大によるリスクについて

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を契機として、在宅勤務、衛生管理の徹底、感染者が発生した場合のBCP対策の準備等、予防や拡大防止に対して適切な管理体制を構築しておりますが、当社グループの従業員に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染が拡大した場合、一時的に事業活動を停止する等、当社グループの経営成績、財務状況等に影響を与える可能性があります。

3. 組織体制について

(1)人材の確保と育成について

当社グループが事業拡大を進めていくために、また利用者に支持されるサービスを提供していくためには、優秀な人材の確保・育成が重要な課題であると認識しております。現時点では人材獲得について重大な支障が生じる状況にないものと認識しておりますが、今後、人材獲得競争の激化や市場ニーズの変化等により人材を適時確保できない場合や人材が大量に社外へ流出してしまった場合、あるいは人材の育成が当社グループの計画どおりに進捗しない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2)小規模組織であることについて

当社グループは事業規模に応じた組織体制を志向しており、現在は比較的小規模な組織で事業運営を行っております。今後の事業拡大に応じて、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を継続的に図っていく方針ですが、これらの施策が企画したとおりに進まない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3)内部管理体制について

当社グループは、関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令及びルール遵守を行動基準として定め、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や関係者による不正行為が発生する可能性は否定できず、これらの事態が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は子会社の事業運営に関して管理責任を有しており、グループ全体のリスク管理体制やコンプライアンス体制を運用しております。しかしながら、何らかの理由により統制機能が不十分となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 法的規制などについて

(1) 法的規制について

当社グループは「個人情報の保護に関する法律」「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」「特定商取引に関する法律」「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」「下請代金支払遅延等防止法」「不当景品類及び不当表示防止法」といった法規制の対象となっております。当社グループは、上記を含む各種法的規制を遵守するべく社内体制を整備・強化しておりますが、今後これらの法令等の改正や当社グループの行う事業が規制の対象となった場合、また、不測の事態により、万が一当該規制等に抵触しているとして何らかの行政処分等を受けた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 知的財産権の侵害について

当社グループは、当社グループが保有する商標権などの知的財産権の取得及び保護に努めております。また、他者の知的財産権に対しても問題が発生しないよう努めており、過去もしくは現時点において、当社グループに対し第三者からの知的財産権の侵害等による訴訟が発生した事実はありません。しかしながら、今後当社グループの事業分野において第三者が得た知的財産権等の内容によっては、当社グループに対する損害賠償等の訴訟が発生する可能性があり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 訴訟について

本書提出日現在において、当社グループが当事者として関与している訴訟手続きはありません。しかし、今後の当社グループの事業展開の中で、当社グループが第三者に何らかの権利を侵害され、又は損害を被った場合、もしくはシステム障害等によって利用者に損害を与えた場合等、当社グループに対して訴訟その他の請求を提起される可能性があります。損害賠償の金額によっては、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

5. その他のリスクについて

(1) 配当政策について

当社グループは、今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施していません。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討していく方針であります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

(2) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

本書提出日におけるストック・オプションによる潜在株式数は263,100株であり、発行済株式総数26,893,800株の0.98%に相当しております。当社グループの株価が行使価額を上回り、かつ権利行使についての条件が満たされ、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化することになります。

なお、新株予約権の詳細は、後記「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」をご参照ください。

(注) 1. 2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2. 2017年5月9日開催の取締役会に基づき、新株予約権を付与しております。

(3)季節的要因について

当社グループの主力サービスの一つである求人掲載サービスは、飲食店開業数が増加する3月から4月に人材の需要が高まる傾向があります。2020年3月期については新型コロナウイルス感染症により第4四半期会計期間に売上高の落ち込みが見られるものの、従来より、人材の需要が高まる時期に備えた求人掲載依頼が2月、3月に増加することで、第4四半期会計期間に売上高が偏重する傾向があります。

当社グループは売上計上時期の平準化に努めておりますが、求人掲載サービスにおける受注時期が遅れることで売上計上時期がずれ込み、翌期に売上高を計上する割合が増加する可能性があります。その場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(単位：千円)

	2020年3月期			
	第1四半期会計期間	第2四半期会計期間	第3四半期会計期間	第4四半期会計期間
売上高	489,064	495,308	540,659	489,502
営業利益	119,757	125,405	171,377	141,138

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境、企業収益の改善等を背景に緩やかな回復基調にありました。しかしながら、米中の貿易摩擦や英国のEU離脱に加え、新型コロナウイルスの感染拡大により世界・国内経済に係る先行きは依然として不透明な状況にあります。

飲食業界におきましては、消費税率の引き上げによる消費者の節約志向に加え、原材料価格の高騰や人手不足を背景とした人件費の上昇などにより、厳しい経営環境が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは、“食の世界をつなぎ、食の未来をつくる”を経営理念として、出店開業・運営支援サイトである「飲食店.COM」をはじめとするインターネットメディア事業を運営してまいりました。「飲食店.COM」においては、積極的なSEO対策やインターネット広告、ユーザーの口コミ、オウンドメディア(Foodist Media)等による認知度向上等により、2020年3月末時点における登録ユーザー数が178,078件(前年同期比16.9%増)と順調に増加するとともに、重要な経営指標である有料ユーザー数(注1)についても、9,456件(同7.9%増)と順調に増加しております。また、「飲食店.COM」に対してサービス提供する不動産事業者や食材仕入事業者等の関連事業者(注2)についても、積極的な営業施策により4,161社(同4.8%増)と、順調に増加しております。

また、更なる事業拡大のために、積極的な人員採用と、組織・体制拡大を見据えた既存サービス体系及び営業オペレーション体制の見直しを行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は2,014,534千円(同12.7%増)、営業利益は557,679千円(同18.9%減)、経常利益は557,199千円(同18.9%減)、一方、投資有価証券評価損及びのれんの減損損失を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は287,111千円(同34.5%減)となりました。

なお、当社グループはインターネットメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。サービス別の売上高の内訳は、運営サービス1,500,192千円(同12.9%増)、出退店サービス350,131千円(同8.8%増)、その他サービス164,210千円(同20.1%増)であります。

- (注) 1. 当連結会計年度において、「飲食店.COM 店舗物件探し」「求人@飲食店.COM」「飲食店.COM 厨房備品購入」「Food Job Japan」「PlaceOrders」の有料サービスを利用したユーザーアカウント数を記載しております。
2. 当連結会計年度末時点において、不動産事業者、内装事業者、食材仕入事業者として登録している事業者数を記載しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、営業活動によって獲得した資金397,592千円から投資活動によって支出した資金67,400千円及び財務活動によって獲得した資金7,470千円を加えた結果、前連結会計年度末に比べて337,662千円増加し、当連結会計年度末には2,658,887千円となりました。当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況は、以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、397,592千円となりました(同52,182千円減)。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益506,374千円の計上等があったこと、主な減少要因は、法人税等の支払い1253,481千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、67,400千円となりました(同35,838千円増)。主な増加要因は、定期預金の払戻による収入50,050千円等があったこと、主な減少要因は、定期預金の預入による支出76,055千円、有形固定資産の取得による支出39,336千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、7,470千円となりました(同206,327千円増)。主な増加要因は、新株予約権の行使による株式の発行による収入9,232千円等があったこと、減少要因は、長期借入金の返済による支出1,968千円等あります。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をサービスごとに示すと、以下のとおりであります。なお、当社グループの事業はインターネットメディア事業の単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	販売高(千円)	構成比(%)	前年同期比(%)
インターネットメディア事業	2,014,534	100.0	112.7
運営サ - ビス	1,500,192	74.5	112.9
出退店サ - ビス	350,131	17.4	108.8
その他サ - ビス	164,210	8.2	120.1

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

以下の記載のうち将来性に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成するにあたり重要となる当社グループの会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。なお、この連結財務諸表の作成にあたっては、一部の箇所に過去の実績や状況等を基に、合理的と考えられる見積り及び判断を用いておりますが、実際の結果は見積りの不確実性によりこれらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は2,790,059千円となり、前連結会計年度末に比べて302,736千円増加しました。主な増加要因は、売上増加による現金及び預金の増加(前連結会計年度末比337,666千円増)であります。固定資産は308,599千円となり、前連結会計年度末に比べて40,271千円減少しました。主な減少要因は、連結子会社である株式会社シンクロ・キャリアに係るのれんの減損損失を計上したことによるものであります。以上の結果、総資産は3,098,659千円(同262,465千円増)となりました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は364,211千円となり、前連結会計年度末に比べて45,360千円減少しました。主な減少要因は、未払法人税等の減少(同46,680千円減)であります。固定負債は22,923千円となり、前連結会計年度末に比べて1,824千円増加しました。以上の結果、総負債は387,134千円(同43,536千円減)となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は2,711,524千円となり、前連結会計年度末に比べて306,001千円増加しました。主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益計上による利益剰余金の増加(同284,584千円増)、新株予約権の行使による資本金の増加(同4,753千円増)及び資本準備金の増加(同4,753千円増)によるものであります。

(3)経営成績の分析

(売上高)

売上高は、2,014,534千円(前連結会計年度比12.7%増)となりました。運営サービスにおいては、夏の天候不順による一時的な影響を受けたものの、特に「求人@飲食店.COM」において積極的な営業活動を実施した結果、運営サービスの売上高は、1,500,192千円(同12.9%増)となりました。出退店サービスにおいては、「飲食店.COM」「店舗デザイン.COM」等の主要サイトにおいて、ユ - ザ - 及び関連事業者の増加に繋がる施策等を実施した結果、出退店サービスの売上高は、350,131千円(同8.8%増)となりました。その他サービスにおいては、「飲食店.COM」「求人@インテリアデザイン」におけるインターネット広告出稿の増加や「飲食店リサーチ」の関連事業者からの引き合いが増加した結果、その他サービスの売上高は、164,210千円(同20.1%増)となりました。

(売上総利益)

売上原価は、262,341千円(同27.6%増)となりました。この結果、売上総利益は、1,752,192千円(同10.8%増)となりました。

(営業利益)

販売費及び一般管理費は、1,194,513千円(同33.6%増)となりました。これは主に、人員規模の拡大による人件費や広告宣伝費等の増加によるものであります。この結果、営業利益は、557,679千円(同 18.9%減)となりました。

(経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は、45千円(同 94.5%減)、営業外費用は、525千円(同 60.8%減)となりました。この結果、経常利益は、557,199千円(同 18.9%減)となりました。

(税金等調整前当期純利益)

当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、特別利益21千円(前連結会計年度 - 千円)、特別損失50,846千円(前連結会計年度 - 千円)となりました。特別損失の内容は、減損損失及び投資有価証券評価損であります。この結果、税金等調整前当期純利益は、506,374千円(同 26.3%減)となりました。

(当期純利益)

法人税等合計は、219,262千円(同11.8%減)となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、287,111千円(同34.5%減)となりました。

(4)キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

(5)資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、人件費のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針とし、基本的な運転資金は営業キャッシュフロー及び自己資金にて対応しております。

当連結会計年度末における有利子負債の残高は708千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は2,658,887千円(同337,662千円増)となっております。

(6)経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、主要サイトである「飲食店.COM」や「求人@飲食店.COM」等を運営しており、飲食店の出店開業・運営に特化した機能やサービスを提供しております。当社グループの事業は「飲食店.COM」や「求人@飲食店.COM」等のサイトを基盤としたものとなっており、ユーザー数、不動産事業者や食材仕入事業者等の各事業者数及び各サイトの利用度合いは当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があるかと認識しております。そのため、当社グループは常に市場動向に留意しつつ、ユーザーや各事業者に求められる機能やサービスを提供し続けていくとともに、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(7)経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は39,336千円であります。これは主に本社事務所増床及び大阪支社移転に伴う投資であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都渋谷区)	インターネットメディア事業	本社事務所	40,344	1,750	42,095	85

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員数(契約社員を含んでおります。)であり、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
 4. 当社はインターネットメディア事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。
 5. 上記の本社事務所は、他の者から賃借しており、その内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	インターネット メディア事業	本社事務所	1,024.72	125,524

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	86,400,000
計	86,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,893,800	26,893,800	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は 100株であります。
計	26,893,800	26,893,800	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（2017年5月9日取締役会決議）

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
決議年月日	2017年5月9日(注)1	2017年5月9日(注)1
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名(注)1 当社監査役1名(注)1 当社従業員38名(注)1	当社取締役3名(注)1 当社監査役1名(注)1 当社従業員38名(注)1
新株予約権の数(個)	877(注)2、3	877(注)2、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	263,100(注)2、3、7	263,100(注)2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	446(注)4、7	446(注)4、7
新株予約権の行使期間	2019年7月1日から 2024年5月23日まで	2019年7月1日から 2024年5月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 446(注)7 資本組入額 223(注)7	発行価格 446(注)7 資本組入額 223(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 「決議年月日」及び「付与対象者の区分及び人数」を除いて、当事業年度末現在における事項を記載しております。なお、当事業年度末現在から、提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて、変更となった事項はありません。

- 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものに係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
- 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 本新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式1株当たりの金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使によるものを除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算出において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他当社が払込金額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で払込金額を調整

できるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の2019年3月期又は2020年3月期のいずれかの期における営業利益が680百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、当該営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日(以下、「権利行使開始日」という。)から行使することができる。

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。ただし、当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日(以下、「上場日」という。)までは新株予約権を行行使することはできない。

新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行行使することができる。但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ()権利行使開始日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。
- ()権利行使開始日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
- ()権利行使開始日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
- ()上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

6. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社になる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)を行う場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編成対象会社の新株予約権が交付されるのは、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において、次の乃至 に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨の定めが存することを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に従って定める調整後払込金額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の権利行使期間」の開始日、又は組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定するものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を得るものとする。

新株予約権の取得の事由及び条件

「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に準じて決定するものとする。

7. 当社は、2016年6月22日開催の取締役会の決議により、2016年7月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割、2017年2月9日開催の取締役会の決議により、2017年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割及び2018年3月8日開催の取締役会の決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年12月11日 (注) 1	239,760	240,000	-	12,000	-	-
2016年7月16日 (注) 2	2,160,000	2,400,000	-	12,000	-	-
2016年9月28日 (注) 3	400,000	2,800,000	386,400	398,400	386,400	386,400
2016年10月28日 (注) 4	105,000	2,905,000	101,430	499,830	101,430	487,830
2017年4月1日 (注) 5	5,810,000	8,715,000	-	499,830	-	487,830
2018年1月31日 (注) 6	151,950	8,866,950	3,722	503,552	3,722	491,552
2018年4月1日 (注) 7	17,733,900	26,600,850	-	503,552	-	491,552
2018年6月5日 (注) 8	1,800	26,602,650	15	503,568	15	491,568
2018年10月1日 (注) 9	258,300	26,860,950	2,195	505,763	2,195	493,763
2019年7月29日 (注)10	32,850	26,893,800	4,753	510,517	4,753	498,517

(注) 1. 2015年12月11日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 2016年7月16日付で、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,100円

引受価額 1,932円

資本組入額 966円

4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当先 野村證券株式会社

引受価額 1,932円

資本組入額 966円

5. 2017年4月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

6. 新株予約権行使による増加であります。

7. 2018年4月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施し、発行済株式の総数は17,733,900株増加し26,600,850株となっております。

8. 新株予約権行使による増加であります。

9. 新株予約権行使による増加であります。

10. 新株予約権行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	16	28	28	43	12	4,876	5,003	-
所有株式数 (単元)	-	26,647	8,995	33,454	28,766	75	170,953	268,890	4,800
所有株式数 の割合(%)	-	9.91	3.34	12.44	10.69	0.02	63.57	100.00	-

(注) 自己株式266,393株は、「個人その他」に2,663単元、「単元未満株式の状況」に93株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数 の割合(%)
藤代 真一	東京都目黒区	11,075	41.59
エイトクラウド株式会社	東京都渋谷区広尾1丁目3番18号	2,700	10.14
大須賀 康人	東京都大田区	1,300	4.88
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	955	3.59
BBH FOR GRANDE UR PEAK INTERN ATIONAL OPPORT UNITIES FUND (常任代理人)株式会社三菱 UFJ銀行	1290 BROADWAY STE 11 00 DENVER COLORADO 8 0203	556	2.09
MSIP CLIENT SEC URITIES (常任代理人)モルガン・スタン レーMUFJ証券株式会社	25 CABOT SQUARE, CANAR Y WHARF, LONDON E14 4Q A, U.K.	500	1.88
株式会社ワイオーアセット	東京都渋谷区桜丘町23番17号	500	1.88
BBH FOR GRANDE UR PEAK GLOBA L OPPORTUNITI ES FUND (常任代理人)株式会社三菱 UFJ銀行	1290 BROADWAY STE 11 00 DENVER COLORADO 8 0203	410	1.54
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4番2号	400	1.50
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	392	1.47
計	-	18,789	70.57

(注) 持株比率は自己株式(266,393株)を控除して計算しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 266,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,622,700	266,227	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	4,800	-	-
発行済株式総数	26,893,800	-	-
総株主の議決権	-	266,227	-

(注)「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式93株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社シンクロ・フード	東京都渋谷区恵比寿 南一丁目7番8号	266,300	-	266,300	0.99
計	-	266,300	-	266,300	0.99

(注)当該株式数は「発行済株式」の「完全議決権付株式(自己株式等)」欄の普通株式に含まれております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	734	520
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、譲渡制限付株式の無償取得によるものです。

2. 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (譲渡制限付株式付与による自己株式の処分)	17,655	9,992	-	-
保有自己株式数	266,393	-	266,393	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施していません。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保につきましては、財務体質の強化及び、将来の事業展開と事業展開のために必要な優秀な人材の採用の強化を図るための資金として、有効に活用していく方針であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期につきましては、現時点において未定であります。

なお、当社グループは剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は9月30日を基準日として中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

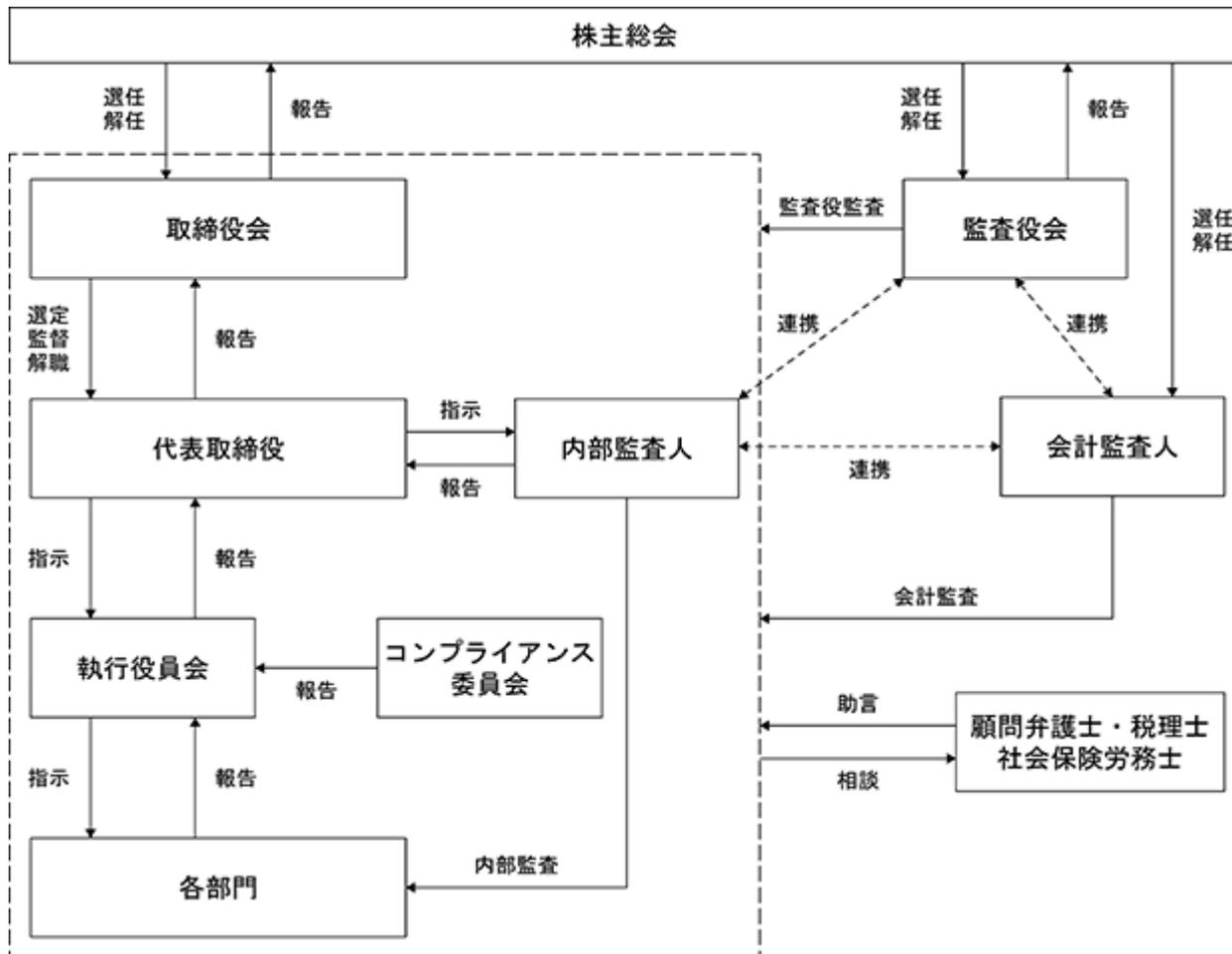
当社は、2003年4月の会社設立以来、“食の世界をつなぎ、食の未来をつくる”を経営理念として、ポータルサイト「飲食店.COM」をはじめとする、インターネットメディア事業を運営してまいりました。この事業運営において、当社は、継続的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しており、そのためには経営の透明性の向上と経営監視機能の強化が不可欠であると認識しております。当社は、経営の効率性を確保するため、事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織の効率的な運営及び責任体制の明確化を図っております。

また、監査役会による取締役の業務執行に対する監督機能ならびに法令、定款及び当社諸規程を遵守するべく内部統制機能の充実化を図り、迅速かつ適正な情報開示を実現すべく施策を講じております。

今後も当社経営の健全性と透明性の向上に取り組み、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に合う経営の実現及び企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの強化を推進してまいります。

企業統治の体制の概要

当社における企業統治の体制は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。また、会計監査人としては有限責任監査法人トーマツを選任しております。コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。各機関の概要図は以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 藤代真一が議長を務めております。その他メンバーは取締役 中川二博、取締役 森田勝樹、取締役 大久保俊、社外取締役 松崎良太の取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されており、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、監査役の出席の下、経営上の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を審議、決議するとともに、業務執行を統括しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役 牧野隆一、社外監査役 井上康知、社外監査役 中山寿英の常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。監査役会は、毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会は、監査の方針、監査計画、職務分担、内部統制システムの整備・運用状況、事業報告及びその附属明細書の適法性、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、株主総会に提出される議案・書類の調査等を協議するとともに、監査役監査及び内部監査の内容を相互に共有しております。

c. 執行役員会

当社の執行役員会は、代表取締役 藤代真一が議長を務めております。その他メンバーは、取締役 中川二博、取締役 森田勝樹、取締役 大久保俊、社外監査役 牧野隆一、執行役員 高野真里子、執行役員 鬼塚康介、執行役員 関雄司で構成されております。原則として毎週開催し、執行役員会では、取締役会の決議事項以外で経営に関する重要な事項の審議を行い、社長に一任し決議しております。

また、執行役員会は、法令遵守を徹底する観点から、コンプライアンス責任者として役員のうち一人を指名しております。

d. 内部監査人

当社の内部監査人は、鬼塚康介、小金沢淳二で構成されております。内部監査では、業務分掌と職務権限に基づき、役職員の職務執行に対し、内部統制が十分に機能していることを監査しております。

e. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、代表取締役 藤代真一が議長を務めております。その他メンバーは、森田勝樹、鬼塚康介、小金沢淳二で構成されております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスを遵守する公正な経営を実践するために、コンプライアンスに関する規程に則り、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス施策の立案、実施、評価及び順守状況の監督を行っております。

f. 会計監査人

当社と監査契約を締結している有限責任監査法人トーマツが会計監査人として監査を実施しております。なお、会計監査の状況については、「(3) 監査の状況 会計監査の状況」に記載しております。

内部統制システムの整備の状況

当社グループでは、経営意思決定及び業務執行に関する各種社内規程を定め、業務分掌と職務権限に基づき、効率的に業務執行を行うための体制を整備しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- () 取締役は経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
- () コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は当社内の意思決定プロセス及び業務執行において、全社を横断する調査や監督指導を行う。
- () 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
- () 取締役が他の取締役の法定・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- () 内部監査業務を担当する内部監査人を代表取締役が指名し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
- () 事業毎に必要なに応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- () 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。

- () 企業情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。
- () 顧問弁護士を外部相談窓口とする内部通報制度を設け、他の社員の法律違反行為等を知った時は、速やかに相談窓口に通報する旨を明記し、適正な通報者保護の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図る。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - () 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
 - () 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理する。
 - () 情報セキュリティに関する基本方針、規則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - () リスク管理に関する規程・マニュアル等を制定及び改訂し、当社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理される体制を構築する。
 - () 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - () リスクマネジメントを担当する部門を明確にし、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - () 経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。
 - () 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
 - () 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - () 当社及び子会社は、グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
 - () 当社子会社の取締役等は、子会社管理規程に基づき、子会社の重要事項に関する当社の事前承認を取得するとともに、その他の重要な情報については、当社への報告を遅滞なく実行する。
 - () グループ全体の業務の適正かつ効率的な運営を確保するため、当社及びグループ各社のコンプライアンス体制、損失の危険の管理体制及びリスク管理体制に関する基本方針を定める。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - () 当社の内部監査人が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。
 - () 監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
- g. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - () 監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査人は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - () 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める。
 - () 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
 - () 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- i. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - () 内部通報制度を整備するとともに、監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役職員に対して周知徹底する。
- j. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - () 監査役については法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保し、独立性を確保する。
 - () 監査役、会計監査人及び内部監査人は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
 - () 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持つ。

- () 監査役間相互で独自に意見形成するため、会社と顧問契約を締結していない弁護士等、外部の専門家に相談ができる体制を確保する。

k. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- () 当社は、金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行い、適切に「内部統制報告書」を作成・提出する。
- () 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的にモニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化する。

l. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- () 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- () 取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合は取引を解消する。
- () 反社会的勢力からの接触に対する対応部門を設け、マニュアルの整備及び周知徹底ならびに全国暴力団追放運動推進センターや企業危機管理専門会社と連携し、これらの主催する講習会等にも参加、反社会的勢力に関する最新情報を収集し、組織的に適切な処置をとる体制を整備する。

リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、業務上発生する可能性がある各種リスクを的確に評価し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。なお、不測の事態が発生した場合、あるいはその発生が予想される場合は代表取締役を緊急対策本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、緊急事態の拡大を最小限にとどめ、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものといたします。

また、当社では2007年4月から「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)JIS Q 27001」の認定を受けており、事業において取り扱う個人情報の保護を重大な社会的責任と認識し、個人の権利の保護、個人情報に関する法規制を遵守し、個人情報保護マネジメントシステムの構築及び継続的改善を行っております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

責任限定契約

当社定款において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、本書提出日現在、当社と取締役2名及び監査役3名との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権を3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

a. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

b. 自己株式の取得

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、また、経済情勢の変化に応じて財務政策等を機動的に遂行することを可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を

取得することができる旨を定款に定めております。

c. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うために、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧
男性8名、女性 名（役員のうち女性の比率 %）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 兼 執行役員社長 兼 事業部長	藤代 真一	1973年 7月 5日	1999年 6月 2003年 4月 2015年 3月	アンダーセンコンサルティング(現アクセ ンチュア株式会社)入社 当社設立 代表取締役(現任) エイトクラウド株式会社設立 代表取締役(現任)	(注) 3	13,775,000 (注) 5
取締役	中川 二博	1960年 4月 8日	1984年 4月 2006年 4月 2012年10月 2016年 4月 2017年 6月 2019年 6月	株式会社リクルート(現株式会社リクル ートホールディングス)入社 株式会社リクルート(現株式会社リクル ートホールディングス)執行役員 株式会社リクルートマーケティングパー トナース執行役員 株式会社リクルートマーケティングパー トナース顧問 当社社外取締役 プレミアグループ株式会社社外取締役(現 任) 当社取締役(現任)	(注) 3	4,000
取締役 兼 執行役員 管理部長	森田 勝樹	1977年 3月 30日	1999年 5月 2003年 4月 2015年 4月	アンダーセンコンサルティング(現アクセ ンチュア株式会社)入社 当社社外取締役 当社取締役(現任)	(注) 3	162,000
取締役 兼 執行役員 開発部長	大久保 俊	1982年 9月 29日	2005年 4月 2008年 4月 2018年 6月	株式会社ミツカングループ本社(現株式 会社Mizkan Holdings)入社 当社入社 当社取締役(現任)	(注) 3	109,600
取締役	松崎 良太	1968年11月14日	1991年 4月 2000年 2月 2011年 2月 2011年11月 2013年 2月 2016年 1月 2019年 1月	株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ フィナンシャルグループ)入行 楽天株式会社入社 サードギア株式会社設立 代表取締役(現任) 株式会社クラウドワークス社外取締役 きびだんご株式会社設立 代表取締役(現任) 当社社外取締役(現任) 株式会社ユーザーローカル社外取締役(現 任)	(注) 3	8,600
監査役(常勤)	牧野 隆一	1957年 9月 6日	1980年 4月 2006年 6月 2019年 7月 2020年 6月	朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人) 入社 同社代表社員 牧野隆一公認会計士事務所所長(現任) 当社社外監査役(現任) 沖電気工業株式会社監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	井上 康知	1960年 7月 14日	1999年 4月 2011年 4月 2015年 9月	高橋総合法律事務所入所 長濱・水野・井上法律事務所設立 同事 務所代表社員(現任) 当社社外監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	中山 寿英	1969年 2月 7日	1991年 3月 1996年 4月 2000年 1月 2002年 9月 2005年11月 2009年 1月 2010年 2月 2013年 6月 2015年 6月 2016年 1月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人 トーマツ)入所 日本証券業協会出向 PwC コンサルティング株式会社(現日本 アイ・ビー・エム株式会社)入社 Ernst&Young Malaysia入社 グローバル・ブレイン株式会社入社 株式会社みなとグローバル設立 代表取締役(現任) 中山寿英会計事務所設立 所長(現任) 株式会社エスクリ監査役(現任) ファイブスター 投信投資顧問株式会社 監査役(現任) 当社社外監査役(現任)	(注) 4	900
計						14,060,100

- (注) 1. 取締役松崎良太は、社外取締役であります。
2. 監査役牧野隆一、井上康知、中山寿英は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、就任の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、就任の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役藤代真一の所有株式数には、同氏の資産管理会社が所有する株式数を含めて表示しております。
6. 当社は、監督と執行の分離を行い、意思決定の迅速化及び組織運営の効率化を図るため、2015年4月1日より執行役員制度を導入しております。執行役員は社長 兼 事業部長藤代真一、管理部長森田勝樹、開発部長大久保俊、高野真里子、鬼塚康介、関雄司を選任しております。

社外役員の状況

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を明確には定めてはおりませんが、その選任においては、経歴や当社との関係性を踏まえて、個別に判断しております。

当社と社外取締役松崎良太の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。事業会社における豊富なビジネス経験及び経営経験を当社の経営全般に活かされることを期待し、社外取締役に選任しております。なお、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として指定し、届け出ております。

当社と社外監査役牧野隆一の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。公認会計士・税理士としての長年の経験と専門知識及び監査法人における監査経験を有しており、社外監査役として経営の監視や適切な助言を期待できることから、社外監査役として選任しております。なお、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として指定し、届け出ております。

当社と社外監査役井上康知の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。弁護士としての長年の経験と専門知識を有しており、社外監査役として経営の監視や適切な助言を期待できることから、社外監査役として選任しております。なお、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として指定し、届け出ております。

当社と社外監査役中山寿英の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。公認会計士・税理士としての長年の経験と専門知識及び監査法人における監査経験を有しており、社外監査役として経営の監視や適切な助言を期待できることから、社外監査役として選任しております。なお、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として指定し、届け出ております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は1名であり、取締役会に出席し、業務の執行について監督を行っております。

当社の社外取締役は3名であり、内部監査及び会計監査との相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況 内部監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、社外監査役 牧野隆一、社外監査役 井上康知、社外監査役 中山寿英の常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。監査役会は、毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会の主な検討事項は、監査の方針、監査計画、職務分担、内部統制システムの整備・運用状況、事業報告及びその附属明細書の適法性、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、株主総会に提出される議案・書類の調査等を協議するとともに、監査役監査及び内部監査の内容を相互に共有しております。

また、業務監査に常勤監査役が同席することにより、監査の効率化を図るとともに情報共有を行っております。

なお、常勤監査役牧野隆一氏は社外監査役であり、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役井上康知氏は社外監査役であり、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役中山寿英氏は社外監査役であり、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度における当社の監査役会及び個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	出席状況	出席率
監査役	西岡 登	9/9回	100%
監査役	井上 康知	9/9回	100%
監査役	中山 寿英	9/9回	100%

- (注) 1. 監査役西岡登氏は社外監査役であり、事業会社における豊富な監査経験を有しております。
2. 監査役井上康知氏は社外監査役であり、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役中山寿英氏は社外監査役であり、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

当社の内部監査は代表取締役から任命された内部監査人2名より構成されております。内部監査人は内部監査規程及び代表取締役から承認を得た内部監査計画に基づき、内部監査人が所属する部署を除く部署に関し、社内規程やコンプライアンスに則り、適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。監査結果については代表取締役に報告し、業務改善に役立てております。

また、内部監査担当者は、監査役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有をすることで、連携を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称及び業務を執行した公認会計士等の氏名

監査法人の名称	業務を執行した公認会計士等の氏名
有限責任監査法人トーマツ	伊集院 邦光
	伊藤 裕之

b. 継続監査期間

6年間

c. 会計業務監査に係る補助者の構成

公認会計士3名 その他5名

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定にあたっては、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び監査品質管理体制等、会計監査人评价・選定基準に照らして選定しております。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の 会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、会計監査人による会計監査は、従前から適正に行われていることを確認しております。

また、監査役会は会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。

会計監査の状況

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	28,000	-	30,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	28,000	-	30,000	-

当社及び当社連結子会社における監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容は、前連結事業年度及び当連結事業年度において、該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

（前連結事業年度）

該当事項はありません。

（当連結事業年度）

該当事項はありません。

c. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、会社規模や監査日数等を勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当連結事業年度においては、当社の監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の前連結事業年度の監査計画・職務遂行状況、当連結事業年度の監査報酬見積の相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役除く)	65,610	65,610	-	-	5
監査役 (社外監査役除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	4,125	4,125	-	-	2
社外監査役	11,100	11,100	-	-	3

(注) 1. 上記支給人数及び報酬等の額には、2019年6月25日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 期中に社外取締役から取締役に変更となった1名については、社外取締役期間は「社外取締役」に、取締役期間は「取締役(社外取締役除く)」に含めて記載しております。

3. 当事業年度末日現在の取締役は5名、監査役は3名であります。

b. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役の報酬は、2003年4月25日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。各取締役の報酬額は、決議された取締役報酬総額の限度内で、当社の業績及び本人の貢献度を総合的に勘案して決定することを前提に、代表取締役に一任しております。監査役の報酬は、株主総会において決議された監査役報酬総額の限度内で、監査役の協議で決定しております。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度(以下、本制度)の導入を決議し、2020年6月24日開催の第17回定時株主総会において、決議いただいております。

本制度に関するその他の事項につきましては、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 重要な後発事象」に記載のとおりであります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分については、原則として、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合に、純投資以外の目的である投資株式に区分することを基本方針としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(1)保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取締役会は毎年、個別の政策保有株式について保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、取引先企業との関係を勘案して、定期的、継続的に検討し、検討結果に基づき当該株式の保有可否を判断することを基本方針としております。

(2)銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するために特段の取組みを行っております。具体的には企業会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制の整備をするため、監査法人等の主催する研修への参加や社内研修等を行っており、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,371,275	2,708,942
売掛金	125,571	66,489
前払費用	9,105	23,544
その他	1,418	2,414
貸倒引当金	20,048	11,331
流動資産合計	2,487,322	2,790,059
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	34,381	53,288
工具、器具及び備品（純額）	1,374	1,750
有形固定資産合計	35,755	55,039
無形固定資産		
のれん	104,344	37,411
無形固定資産合計	104,344	37,411
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	-
出資金	320	320
敷金及び保証金	112,979	114,864
繰延税金資産	21,032	10,883
長期性預金	64,000	90,000
その他	439	80
投資その他の資産合計	208,771	216,148
固定資産合計	348,871	308,599
資産合計	2,836,193	3,098,659

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,286	3,852
1年内返済予定の長期借入金	1,968	708
未払金	27,545	28,833
未払費用	26,500	21,332
前受金	152,882	169,635
未払法人税等	141,534	94,853
未払消費税等	38,057	32,450
その他	15,797	12,544
流動負債合計	409,571	364,211
固定負債		
長期借入金	708	-
資産除去債務	20,390	22,923
固定負債合計	21,098	22,923
負債合計	430,670	387,134
純資産の部		
株主資本		
資本金	505,763	510,517
資本剰余金	493,763	498,517
利益剰余金	1,605,935	1,890,520
自己株式	200,906	188,907
株主資本合計	2,404,556	2,710,647
新株予約権	967	877
純資産合計	2,405,523	2,711,524
負債純資産合計	2,836,193	3,098,659

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	1,787,527	2,014,534
売上原価	205,570	262,341
売上総利益	1,581,957	1,752,192
販売費及び一般管理費	¹ 894,156	¹ 1,194,513
営業利益	687,800	557,679
営業外収益		
受取利息	27	28
受取配当金	6	6
保険解約返戻金	775	-
その他	17	9
営業外収益合計	827	45
営業外費用		
支払利息	70	33
寄付金	-	300
自己株式取得費用	1,268	-
解約違約金	-	173
その他	-	18
営業外費用合計	1,339	525
経常利益	687,288	557,199
特別利益		
新株予約権戻入益	-	21
特別利益合計	-	21
特別損失		
減損損失	-	² 40,846
投資有価証券評価損	-	10,000
特別損失合計	-	50,846
税金等調整前当期純利益	687,288	506,374
法人税、住民税及び事業税	239,875	209,113
法人税等調整額	8,816	10,148
法人税等合計	248,692	219,262
当期純利益	438,596	287,111
親会社株主に帰属する当期純利益	438,596	287,111

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純利益	438,596	287,111
包括利益	438,596	287,111
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	438,596	287,111
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	503,552	491,552	1,167,339	864	2,161,580	967	2,162,547
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益			438,596		438,596		438,596
自己株式の取得				200,042	200,042		200,042
自己株式の処分					-		-
新株の発行(新株予約権の行使)	2,210	2,210			4,421		4,421
自己株式処分差損の振替					-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							-
当期変動額合計	2,210	2,210	438,596	200,042	242,976	-	242,976
当期末残高	505,763	493,763	1,605,935	200,906	2,404,556	967	2,405,523

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	505,763	493,763	1,605,935	200,906	2,404,556	967	2,405,523
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益			287,111		287,111		287,111
自己株式の取得				520	520		520
自己株式の処分		2,526		12,519	9,992		9,992
新株の発行(新株予約権の行使)	4,753	4,753			9,507		9,507
自己株式処分差損の振替		2,526	2,526		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						90	90
当期変動額合計	4,753	4,753	284,584	11,999	306,091	90	306,001
当期末残高	510,517	498,517	1,890,520	188,907	2,710,647	877	2,711,524

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	687,288	506,374
減価償却費	3,921	9,608
のれん償却額	26,086	26,086
減損損失	-	40,846
投資有価証券評価損益(は益)	-	10,000
貸倒引当金の増減額(は減少)	9,702	8,717
受取利息及び受取配当金	34	35
支払利息	70	33
自己株式の取得による支出	1,268	-
売上債権の増減額(は増加)	57,651	59,082
前払費用の増減額(は増加)	2,282	14,438
長期前払費用の増減額(は増加)	1,659	-
仕入債務の増減額(は減少)	704	1,434
未払金の増減額(は減少)	14,253	1,287
未払費用の増減額(は減少)	26,923	5,167
未払消費税の増減額(は減少)	3,118	5,607
前受金の増減額(は減少)	51,469	16,753
その他	6,368	16,400
小計	695,078	651,071
利息及び配当金の受取額	34	35
利息の支払額	70	33
法人税等の支払額	245,267	253,481
営業活動によるキャッシュ・フロー	449,774	397,592
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	10,000	-
定期預金の預入による支出	74,050	76,055
定期預金の払戻による収入	50,046	50,050
有形固定資産の取得による支出	-	39,336
敷金及び保証金の差入による支出	69,235	4,737
敷金及び保証金の返戻による収入	-	2,852
その他	-	174
投資活動によるキャッシュ・フロー	103,239	67,400
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	1,968	1,968
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	9,232
ストックオプションの行使による収入	4,421	206
自己株式の取得による支出	201,310	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	198,857	7,470
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	147,678	337,662
現金及び現金同等物の期首残高	2,173,546	2,321,224
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,321,224	1 2,658,887

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社ウィット、株式会社シンクロ・キャリア

なお、株式会社シンクロ・キャリアは、2019年4月1日をもって、当社の連結子会社である株式会社ウィットからの新設分割による設立のため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

その他有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定率法を採用しておりますが、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 2～15年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	25,651千円	29,735千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	152,625 千円	144,735 千円
給与及び手当	278,885 "	412,844 "
広告宣伝費	140,028 "	181,260 "
貸倒引当金繰入額	17,334 "	1,230 "

2 減損損失

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失の金額
東京都渋谷区恵比寿	その他	のれん	40,846千円

(1)減損損失の認識に至った経緯

当社の連結子会社である株式会社シンクロ・キャリアについて、当初に検討した事業計画において当初想定していた収益が見込めなくなったことから減損損失を認識しております。

(2)回収可能価額の算定方法

のれんについては、未償却残高を全額減損し、減損損失を認識しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式数				
普通株式 (注) 1、3	8,866,950	17,994,000	-	26,860,950
自己株式				
普通株式 (注) 2、3	322	282,992	-	283,314

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加は、株式分割による増加17,733,900株及び新株予約権の行使による増加260,100株であります。

2. 普通株式の自己株式の増加は、株式分割による増加644株、2019年2月8日開催の取締役会決議に基づく自己株式の買取による増加282,300株及び単元未満株式の買取による増加48株であります。

3. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	
提出会社	第1回新株予約権	-	-	-	-	-
	第2回新株予約権	-	-	-	-	967
合計			-	-	-	967

(注) 1. 上記の新株予約権は全てストック・オプションとしての新株予約権であります。

2. 提出会社の第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式数				
普通株式 (注) 1、2	26,860,950	32,850	-	26,893,800
自己株式				
普通株式 (注) 3	283,314	734	17,655	266,393

- (注) 1. 普通株式の増加32,850株は、新株予約権の行使による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の増加734株は、譲渡制限付株式の無償取得によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少17,655株は、譲渡制限付株式としての自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	第1回新株予約権	-	-	-	-	-	
	第2回新株予約権	-	-	-	-	887	
合計			-	-	-	887	

(注)上記の新株予約権は全てストック・オプションとしての新株予約権であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	2,371,275千円	2,708,942千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	50,050千円	50,055千円
現金及び現金同等物	2,321,224千円	2,658,887千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は原則として自己資金で賄っており、資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃貸借契約にかかるものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては管理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、定期的に投資先の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

長期性預金は1年を超える定期預金であり、期間は最長で5年であります。金利の上昇によるリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、流動リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、事業部及び管理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。(注2)を参照ください。)

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,371,275	2,371,275	-
(2) 売掛金	125,571		
貸倒引当金(1)	20,048		
	105,523	105,523	-
(3) 敷金及び保証金	112,979	112,979	-
(4) 長期性預金	64,000	64,000	-
資産計	2,653,777	2,653,777	-
(1) 買掛金	5,286	5,286	-
(2) 未払金	27,545	27,545	-
(3) 未払法人税等	141,534	141,534	-
(4) 未払消費税等	38,057	38,057	-
(5) 長期借入金(2)	2,676	2,669	7
負債計	215,098	215,091	7

(1) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(2) 長期借入金には一年内返済予定の長期借入金1,968千円を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期性預金

長期性預金の時価について、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価について、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,708,942	2,708,942	-
(2) 売掛金	66,489		
貸倒引当金(1)	11,331		
	55,158	55,158	-
(3) 敷金及び保証金	114,864	114,864	-
(4) 長期性預金	90,000	90,000	-
資産計	2,968,965	2,968,965	-
(1) 買掛金	3,852	3,852	-
(2) 未払金	28,833	28,833	-
(3) 未払法人税等	94,853	94,853	-
(4) 未払消費税等	32,450	32,450	-
(5) 長期借入金(2)	708	700	7
負債計	160,698	160,690	7

- (1) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。
(2) 長期借入金には一年内返済予定の長期借入金 708千円を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期性預金

長期性預金の時価について、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価について、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券(連結貸借対照表計上額 - 千円)については、非上場株式であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記には含めておりません。

当連結会計年度において、投資有価証券について10,000千円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,371,275	-	-	-
売掛金	125,571	-	-	-
敷金及び保証金	833	48,769	63,378	-
長期性預金	-	64,000	-	-
合計	2,497,680	112,769	63,378	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,708,942	-	-	-
売掛金	66,489	-	-	-
敷金及び保証金	-	48,269	66,594	-
長期性預金	-	90,000	-	-
合計	2,775,431	138,269	66,594	-

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,968	708	-	-	-	-
合計	1,968	708	-	-	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	708	-	-	-	-	-
合計	708	-	-	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会社年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	- 千円	9,472千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会社年度
新株予約権戻入益	- 千円	21千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2016年1月13日	2017年5月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 39名	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 40名
株式の種類及び付与数 (注1、2)	普通株式 740,700株	普通株式 290,100株
付与日	2016年1月15日	2017年5月24日
権利確定条件	(注)3	(注)4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年1月16日～2026年1月13日	2019年7月1日～2024年5月23日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2016年7月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割、2017年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割及び2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 権利確定条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日(以下、「上場日」という。)までは新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。

() 上場日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。

() 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。

() 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。

() 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

4. 権利確定条件は次のとおりであります。

新株予約権者は、当社の2019年3月期又は2020年3月期のいずれかの期における営業利益が680百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、当該営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日(以下、「権利行使開始日」という。)から行使することができる。

なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、各新株予約権者に割当てられ、行使可能となった権利の一部又は全部を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- () 権利行使開始日以降、割当てられた本新株予約権の3分の1について行使することができる。
- () 権利行使開始日から1年が経過する日以降、割当てられた本新株予約権の3分の2について行使することができる。
- () 権利行使開始日から2年が経過する日以降、割当てられた本新株予約権のすべてについて行使することができる。
- () 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の相続は、新株予約権の法定相続人に限りこれを認める。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2016年1月13日	2017年5月9日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	288,300
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	96,100
未確定残	-	192,200
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	12,150	-
権利確定	-	96,100
権利行使	12,150	20,700
失効	-	4,500
未行使残	-	70,900

(注) 2016年7月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割、2017年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割及び2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2016年1月13日	2017年5月9日
権利行使価格(円)	17	446
行使時平均株価(円)	597	597
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

(注) 2016年7月16日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割、2017年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割及び2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 - 千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 6,926千円

7. 譲渡制限付株式報酬の内容

第1回譲渡制限付株式報酬	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 33名
付与数	普通株式 17,655株
付与日	2019年6月14日
譲渡制限期間	自 2019年6月14日 至 2020年3月13日
解除条件	対象従業員が譲渡制限期間間、継続して、当社の取締役を兼務しない執行役員又は使用人のいずれかの地位であることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時典で譲渡制限を解除する。ただし、当社は、譲渡制限期間満了時典において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。また、対象従業員が、譲渡制限期間中に取締役を兼務しない執行役員又は使用人のいずれの地位をも退任又は退職した場合、対象従業員の退任又は退職の直後の時点をもって、本割当株式の全部について、当社は当然に無償で取得する。
付与日における公正な評価単価	620円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒損失否認	1,578千円	4,348千円
貸倒引当金	6,258 "	3,412 "
未払事業税	7,260 "	5,009 "
フリーレント賃料	2,677 "	1,124 "
資産除去債務	1,797 "	7,035 "
一括償却資産	502 "	595 "
減価償却超過額	121 "	522 "
投資有価証券評価損	- "	3,062 "
税務上の繰越欠損金	- "	7,118 "
その他	835 "	954 "
繰延税金資産小計	21,032千円	33,182千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	- "	7,118 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- "	10,475 "
評価性引当額小計(注1)	- "	17,594 "
繰延税金資産合計	21,032千円	15,588千円

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金負債		
建物	- 千円	4,705千円
繰延税金負債合計	- 千円	4,705千円
繰延税金資産純額	21,032千円	10,883千円

(注1) 評価性引当額が17,594千円増加しております。この増加の主な内容は、繰延税金資産の回収可能性を判断する際、企業分類を変更したことに伴う将来減算一時差異に係る評価性引当額10,475千円及び連結子会社である株式会社シンクロ・キャリアにおいて税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額7,118千円を追加的に認識したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.63 "	1.16 "
住民税均等割等	0.20 "	1.08 "
留保金課税	5.66 "	6.51 "
法人税の特別控除	2.12 "	4.00 "
のれん償却額	1.16 "	1.57 "
減損損失	- "	2.46 "
評価性引当額の増減	- "	3.47 "
その他	0.03 "	0.43 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.18%	43.30%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち、連結貸借対照表に記載しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

本社建物等の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は主に0.000～0.879%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

当連結会計年度において、事務所の原状回復義務に関する新たな情報を入手したことから、事務所の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。当該見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に 491千円減算しております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	9,283千円	20,390千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11,041 "	4,037 "
時の経過による調整額	65 "	69 "
資産除去債務の履行による減少額	- "	1,083 "
見積の変更による調整額(は減少)	- "	491 "
期末残高	20,390千円	22,923千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループの事業セグメントは、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループの事業セグメントは、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書への売上高10%以上を占める相手がないため、記載していません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書への売上高10%以上を占める相手がないため、記載していません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループの事業セグメントは、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループの事業セグメントは、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産	90.47円	101.79円
1株当たり当期純利益	16.42円	10.78円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	16.26円	10.77円

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
(計算上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	438,596	287,111
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	438,596	287,111
普通株式の期中平均株式数(株)	26,697,562	26,613,662
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
(計算上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	268,853	41,424
(うち、新株予約権(株))	(268,853)	(41,424)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2020年7月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 31,800株
(3) 処分価額	1株につき365円
(4) 処分総額	11,607,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役(社外取締役を除く) 2名 31,800株
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また、2020年6月24日開催の第17回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするため、対象取締役に対して年額50百万円以内の金銭債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の取締役会が予め定める期間で当社の取締役会が予め定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

3. 本制度の概要

(1) 譲渡制限期間 2020年7月22日～2021年7月21日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了その他の正当な事由により退任又は退職又は退職した場合の取扱い

譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了その他の正当な事由により退任又は退職又は退職した場合(死亡による場合を含む)には、当該退任又は退職又は退職した直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

譲渡制限の解除対象となる株式数

で定める当該退任又は退職又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、第17回定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

(4) 当社による無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、第17回定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,968	708	1.58	-
長期借入金	708	-	-	-
合計	2,676	708	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	489,064	984,372	1,525,031	2,014,534
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (千円)	119,464	234,874	406,249	506,374
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	70,411	135,572	239,544	287,111
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	2.64	5.09	9.00	10.78

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	2.64	2.44	3.90	1.78

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,343,626	2,570,020
売掛金	1 98,378	1 52,633
前払費用	8,375	20,887
その他	1,151	1 4,981
貸倒引当金	18,012	11,269
流動資産合計	2,433,518	2,637,252
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	29,151	53,288
工具、器具及び備品（純額）	508	1,750
有形固定資産合計	29,659	55,039
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	-
関係会社株式	153,780	138,830
出資金	300	300
長期前払費用	237	-
敷金及び保証金	110,125	114,364
繰延税金資産	19,431	10,056
長期性預金	64,000	90,000
投資その他の資産合計	357,875	353,552
固定資産合計	387,535	408,592
資産合計	2,821,054	3,045,845

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,757	3,522
未払金	27,358	1 28,820
未払費用	17,079	13,677
前受金	148,363	165,516
未払法人税等	139,530	83,586
未払消費税等	33,995	22,851
その他	9,326	4,853
流動負債合計	380,411	322,828
固定負債		
資産除去債務	19,306	22,923
固定負債合計	19,306	22,923
負債合計	399,718	345,752
純資産の部		
株主資本		
資本金	505,763	510,517
資本剰余金		
資本準備金	493,763	498,517
資本剰余金合計	493,763	498,517
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,621,747	1,879,088
利益剰余金合計	1,621,747	1,879,088
自己株式	200,906	188,907
株主資本合計	2,420,368	2,699,215
新株予約権	967	877
純資産合計	2,421,335	2,700,092
負債純資産合計	2,821,054	3,045,845

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	1 1,631,457	1 1,759,066
売上原価	182,775	215,634
売上総利益	1,448,682	1,543,431
販売費及び一般管理費	2 752,258	2 974,761
営業利益	696,423	568,670
営業外収益		
受取利息	27	27
受取配当金	6	6
業務受託料	1 700	1 1,680
その他	17	4
営業外収益合計	750	1,718
営業外費用		
自己株式取得費用	1,268	-
寄付金	-	300
その他	-	0
営業外費用合計	1,268	300
経常利益	695,905	570,087
特別利益		
新株予約権戻入益	-	21
特別利益合計	-	21
特別損失		
投資有価証券評価損	-	10,000
関係会社株式評価損	-	3 94,949
特別損失合計	-	104,949
税引前当期純利益	695,905	465,159
法人税、住民税及び事業税	235,730	195,916
法人税等調整額	9,523	9,375
法人税等合計	245,253	205,292
当期純利益	450,652	259,867

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		128,835	70.5	155,403	72.1
経費		53,939	29.5	60,231	27.9
当期総費用		182,775	100.0	215,634	100.0
当期売上原価		182,775		215,634	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	14,854	29,328
減価償却費	772	2,405
通信費	7,284	7,192
消耗品費	980	1,600
外注費	28,502	16,053

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	503,552	491,552	-	491,552	1,171,095	1,171,095	864	2,165,336	967	2,166,303
当期変動額										
当期純利益					450,652	450,652		450,652		450,652
自己株式の取得							200,042	200,042		200,042
自己株式の処分								-		-
新株の発行(新株予約 権の行使)	2,210	2,210		2,210				4,421		4,421
自己株式処分差損の 振替								-		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									-	-
当期変動額合計	2,210	2,210		2,210	450,652	450,652	200,042	255,031	-	255,031
当期末残高	505,763	493,763	-	493,763	1,621,747	1,621,747	200,906	2,420,368	967	2,421,335

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	505,763	493,763	-	493,763	1,621,747	1,621,747	200,906	2,420,368	967	2,421,335
当期変動額										
当期純利益					259,867	259,867		259,867		259,867
自己株式の取得							520	520		520
自己株式の処分			2,526	2,526			12,519	9,992		9,992
新株の発行(新株予約 権の行使)	4,753	4,753		4,753				9,507		9,507
自己株式処分差損の 振替			2,526	2,526	2,526	2,526		-		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									90	90
当期変動額合計	4,753	4,753	-	4,753	257,340	257,340	11,999	278,847	90	278,757
当期末残高	510,517	498,517	-	498,517	1,879,088	1,879,088	188,907	2,699,215	877	2,700,092

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式・・・移動平均法による原価法を採用しております。

有価証券

 その他有価証券

 時価のないもの・・・移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しておりますが、2016年4月1日以後に取得する建物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

 建物 5～15年

 工具、器具及び備品 2～15年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基準となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権・債務（区分掲記されたものを除く）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	1,069千円	3,245千円
短期金銭債務	- 千円	667千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	千円	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	千円
営業取引による取引高				
売上高	12,691	"	9,276	"
営業取引以外の取引による取引高	700	"	1,680	"

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53.9%、当事業年度56.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46.1%、当事業年度43.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	千円	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	千円
役員報酬	98,145	千円	80,835	千円
給与及び手当	252,885	"	362,727	"
広告宣伝費	134,164	"	168,688	"
減価償却費	1,952	"	7,123	"
貸倒引当金繰入額	15,264	"	1,866	"

3 関係会社株式評価損

当社の連結子会社である株式会社シンクロ・キャリアについて、関係会社株式評価損を計上しております。

(有価証券関係)

関係会社株式(子会社株式)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の貸借対照表上額は次の通りです。

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	153,780	138,830

(注)当事業年度において、関係会社株式の減損処理を行っており、関係会社株式評価損94,949千円を計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒損失否認	1,578千円	3,418千円
貸倒引当金	5,515 "	3,450 "
未払事業税	7,260 "	5,009 "
フリーレント賃料	2,677 "	1,124 "
資産除去債務	1,740 "	7,035 "
一括償却資産	338 "	595 "
減価償却超過額	108 "	522 "
投資有価証券評価損	- "	3,062 "
関係会社株式評価損	- "	29,073 "
その他	212 "	641 "
繰延税金資産小計	19,431千円	53,932千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- "	39,170 "
評価性引当額小計(注1)	- "	39,170 "
繰延税金資産合計	19,431千円	14,762千円

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金負債		
建物	- 千円	4,705千円
繰延税金負債合計	- 千円	4,705千円
繰延税金資産純額	19,431千円	10,056千円

(注1) 評価性引当額が39,170千円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社である株式会社シンクロ・キャリアに対する関係会社株式評価損に係る評価性引当額29,073千円及び繰延税金資産の回収可能性を判断する際、企業分類を変更したことに伴う将来減算一時差異に係る評価性引当額10,097千円を追加的に認識したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目	0.60 "	1.26 "
住民税均等割	0.18 "	1.02 "
留保金課税	5.59 "	7.01 "
法人税の特別控除	2.10 "	4.36 "
評価性引当額の増減	- "	8.42 "
その他	0.35 "	0.16 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.24%	44.13%

(重要な後発事象)

(取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2020年7月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 31,800株
(3) 処分価額	1株につき365円
(4) 処分総額	11,607,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役(社外取締役を除く) 2名 31,800株
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、また、2020年6月24日開催の第17回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするため、対象取締役に対して年額50百万円以内の金銭債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の取締役会が予め定める期間で当社の取締役会が予め定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

3. 本制度の概要

(1) 譲渡制限期間 2020年7月22日～2021年7月21日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了その他の正当な事由により退任又は退職又は退職した場合の取扱い

譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了その他の正当な事由により退任又は退職又は退職した場合(死亡による場合を含む)には、当該退任又は退職又は退職した直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

譲渡制限の解除対象となる株式数

で定める当該退任又は退職又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、第17回定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

(4) 当社による無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、第17回定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期償却 累計額 (千円)
有形固定資産	建物	29,151	31,054	737	6,179	53,288	24,135
	工具、器具及び備品	508	4,625	-	3,382	1,750	5,540
	計	29,659	35,679	737	9,562	55,039	29,676
投資その他の資産	長期前払費用	237	-	-	237	-	237

(注)建物の当期増加額の主な要因は、本社事務所の増床・大阪支社の移転による内装工事であります。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額		当期末残高 (千円)
			目的使用 (千円)	その他 (千円)	
貸倒引当金	18,012	11,269	18,012	-	11,269

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3カ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 http://www.synchro-food.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第16期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第17期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月9日関東財務局長に提出。

第17期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)2019年11月14日関東財務局長に提出。

第17期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)2020年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月25日

株式会社シンクロ・フード
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦光

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンクロ・フードの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンクロ・フード及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シンクロ・フードの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社シンクロ・フードが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

株式会社シンクロ・フード
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦光

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンクロ・フードの2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンクロ・フードの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。